

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（令和3年12月6日）新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和3年12月6日版	旧 要求水準書（案） 令和2年12月24日改訂版
1	要求水準書	1	1.1	経営審査委員会	（仮称）経営審査委員会
2	要求水準書	7	脚注3	優先交渉権者として選定された応募者が 附帯事業を提案せず、既存の処理工程を継続することとなったことから、運営権者は附帯事業実施義務を負わない。	県は、優先交渉権者として選定された応募者が 提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定める。
3	要求水準書	14	2.3 表 県に提出する財務諸表	計算書類の 附属 明細書 事業報告書の 附属 明細書	計算書類の 付属 明細書 事業報告書の 付属 明細書
4	要求水準書	34	3.1.2 1)①	運営権者は、運営権設定対象施設の計画的な改築により、要求水準を満たすとともに、運営権設定対象施設の健全性と機能の維持向上を図り、将来に わたって 水道用水供給事業の安全性・安定性を維持していくことを目的とする。	運営権者は、運営権設定対象施設の計画的な改築により、要求水準を満たすとともに、運営権設定対象施設の健全性と機能の維持向上を図り、将来に 渡って 水道用水供給事業の安全性・安定性を維持していくことを目的とする。
5	要求水準書	40	3.1.1 5) ② C)	また、気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は、状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに 、これに伴い必要となる補強、落下防止等の対策を行うこと。	また、気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は、状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに 、これに伴い必要となる補強、落下防止等の対策を行うこと。
6	要求水準書	41	3.1.1 5) ② F)	・運営権者は、工事の 進捗 を管理するとともに、毎日の施工管理記録を作成及び保管し、工事完成後速やかにその一式を県に提出すること。	・運営権者は、工事の 進捗状況 を管理するとともに、毎日の施工管理記録を作成及び保管し、工事完成後速やかにその一式を県に提出すること。
7	要求水準書	48	3.2.1 3)①	中期維持管理計画書及び年間維持管理計画書に記載のB)水質・水量・水圧等の監視及び制御又はC) 水質検査 及び水質管理を変更しようとする場合、変更時期によらず、運営権者は計画書の変更に先立ち、変更後においても変更前と同等以上の水質を確保できる根拠を県に提示し、県の承認を得ること。	中期維持管理計画書及び年間維持管理計画書に記載のB)水質・水量・水圧等の監視及び制御又はC) 水質試験 及び水質管理を変更しようとする場合、変更時期によらず、運営権者は計画書の変更に先立ち、変更後においても変更前と同等以上の水質を確保できる根拠を県に提示し、県の承認を得ること。
8	要求水準書	49	3.2.1 3)① 表 県に提出する維持管理計画書	年間水質管理計画書 水質管理（水質状況、管理目標値及び管理体制等）及び 水質検査 （地点、項目、頻度、方法、結果の取扱い及び人員体制等）に関する事項等を示したもの。	年間水質管理計画書 水質管理（水質状況、管理目標値及び管理体制等）及び 水質試験 （地点、項目、頻度、方法、結果の取扱い及び人員体制等）に関する事項等を示したもの。
9	要求水準書	52	3.2.1 4)① C) a)	・運営権者は、 水質検査及び水質試験の結果 を水質管理報告書にて県に報告すること。また、 水質検査及び水質試験の結果 の記録等は本事業期間中保存するとともに、県の要請に応じて開示・提出すること。	・運営権者は、 水質試験の結果 を水質管理報告書にて県に報告すること。また、 水質試験結果 の記録等は本事業期間中保存するとともに、県の要請に応じて開示・提出すること。
10	要求水準書	54	3.2.1 4)① E) b)	・ 浄水発生土は、放射能濃度を把握した上で、処理又は有効利用を図ること。	・ 浄水発生土の有効利用を図ること。
11	要求水準書	54	3.2.1 4) ① F)	・リスク発生時には、計画に沿った適正な対応を行い、運営権設定対象施設の機能低下・停止を防止するとともに、工業用水使用者への影響を未然防止もしくは最小限に 抑制することとし 、特に停電対策として、以下に掲げる事項を実施すること。	・リスク発生時には、計画に沿った適正な対応を行い、運営権設定対象施設の機能低下・停止を防止するとともに、工業用水使用者への影響を未然防止もしくは最小限に 抑制することとし 、特に停電対策として、以下に掲げる事項を実施すること。
12	要求水準書	57	3.2.2 1)①	運営権者は、運営権設定対象施設の計画的な改築により、要求水準を満たすとともに、運営権設定対象施設の健全性と機能の維持向上を図り、将来に わたって 工業用水道事業の安全性・安定性を維持していくことを目的とする。	運営権者は、運営権設定対象施設の計画的な改築により、要求水準を満たすとともに、運営権設定対象施設の健全性と機能の維持向上を図り、将来に 渡って 工業用水道事業の安全性・安定性を維持していくことを目的とする。
13	要求水準書	63	3.2.2 5) ② C)	また、気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は、状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに 、これに伴い必要となる補強、落下防止等の対策を行うこと。	また、気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は、状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに 、これに伴い必要となる補強、落下防止等の対策を行うこと。
14	要求水準書	71	3.3.1 3)①	中期維持管理計画書及び年間維持管理計画書に記載の B)水質・水量等 の監視及び制御又はC) 水質検査 及び水質管理を変更しようとする場合、変更時期によらず、運営権者は計画書の変更に先立ち、変更後においても変更前と同等以上の水質を確保できる根拠を県に提示し、県の承認を得ること。	中期維持管理計画書及び年間維持管理計画書に記載の B)水質・水量・水圧等 の監視及び制御又はC) 水質試験 及び水質管理を変更しようとする場合、変更時期によらず、運営権者は計画書の変更に先立ち、変更後においても変更前と同等以上の水質を確保できる根拠を県に提示し、県の承認を得ること。

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和3年12月6日版	旧 要求水準書(案) 令和2年12月24日改訂版
15	要求水準書	72	3.3.1 3)① 表 提出すべき維持管理計画書の内容	年間水質管理計画書 水質管理(基本方針, 水質状況, 管理目標値及び管理体制等)及び 水質検査 (地点, 項目, 頻度, 方法, 精度と信頼性の保証, 結果の取扱い及び人員体制等)に関する事項等を示したものを。	年間水質管理計画書 水質管理(基本方針, 水質状況, 管理目標値及び管理体制等)及び 水質試験 (地点, 項目, 頻度, 方法, 精度と信頼性の保証, 結果の取扱い及び人員体制等)に関する事項等を示したものを。
16	要求水準書	77	3.3.1 4) ① C) a)	ア) 水質検査(法定検査(放流水等))	ア) 水質検査(法定検査(放流水等))
17	要求水準書	78	3.3.1 4) ① C) e)	運営権者は, 自らの水質試験等により, 放流水質基準 (法定基準又は県基準)未達のおそれが生じた場合は, 以下のア)及びイ)の手順に従うこと。	運営権者は, 自らの水質試験等により, 放流水質基準3.準 (法定基準又は県基準)未達のおそれが生じた場合は, 以下のア)及びイ)の手順に従うこと。
18	要求水準書	92	3.3.2 5) ② C)	また, 気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は, 状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに , これに伴い必要となる補強, 落下防止等の対策を行うこと。	また, 気象庁から地震情報や各種の特別警報等が出された場合は, 状況に応じ工事中断等の措置を 講じるとともに , これに伴い必要となる補強, 落下防止等の対策を行うこと。
19	要求水準書	104	8.1	・運営権者は, 県が承認した水道用水供給事業についての各運営権設定対象施設に係る災害その他非常の場合における水道事業等を継続するための措置(水道法施行規則(昭和33年厚生省令第45号)第17条の11第1項第4号に規定する措置をいい, 以下「災害等対応措置」という。)についての計画及び9個別事業全体についての運営権設定対象施設に係る災害等対応措置についての計画の内容を踏まえ, 本事業開始予定日の90日前までに, 水道用水供給事業及び 法人 についての各運営権設定対象施設に係る運営事業 B C P を作成し, 県に提出するとともに, 県と協議の上, 本事業開始予定日の30日前までに県の承認を得ること。	・運営権者は, 県が承認した水道用水供給事業についての各運営権設定対象施設に係る災害その他非常の場合における水道事業等を継続するための措置(水道法施行規則(昭和33年厚生省令第45号)第17条の11第1項第4号に規定する措置をいい, 以下「災害等対応措置」という。)についての計画及び9個別事業全体についての運営権設定対象施設に係る災害等対応措置についての計画の内容を踏まえ, 本事業開始予定日の90日前までに, 水道用水供給事業及び 9個別事業全体 についての各運営権設定対象施設に係る運営事業 B C P を作成し, 県に提出するとともに, 県と協議の上, 本事業開始予定日の30日前までに県の承認を得ること。
20	要求水準書	104	8.1	・また, 運営権者は本事業開始予定日の90日前までに, 工業用水道事業及び流域下水道事業についての各運営権設定対象施設に係る運営事業 B C P を作成し, 県に提出するとともに, 県と協議の上, 30日前までに県の承認を得ること。 ただし, 業務内容や業務地域の管轄範囲を勘案し, 統合して作成することも認める。	・また, 運営権者は本事業開始予定日の90日前までに, 工業用水道事業及び流域下水道事業についての各運営権設定対象施設に係る運営事業 B C P を作成し, 県に提出するとともに, 県と協議の上, 30日前までに県の承認を得ること。
21	要求水準書	106	8.5	運営権者は, 本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし, 付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については, 県に通知すること。 なお, 運営権者は提案審査書類に記載した保険に加入することとする。	運営権者が付保すべき保険については規定しない。ただし, 運営権者は, 本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし, 付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については, 県に通知すること ³⁶ 。
22	要求水準書	106	脚注36 (旧)	-	県は, 優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて, 要求水準書に運営権者の保険加入実施義務を定める。
23	要求水準書	107	脚注36	脚注36	脚注37

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和3年12月6日版	旧 要求水準書(案) 令和2年12月24日改訂版
24	要求水準書	108	第9.	<p>また、運営権者は、①の任意事業であって、提案審査書類に記載した以下に示す事業（以下「義務的任意事業」という。）について、提案書類に基づき実施する義務を負う。義務的任意事業の内容を変更し、または義務的任意事業を休止若しくは廃止する場合には、運営権者は県の事前の承認を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水発生土のグラウンド用土壌材としての有価利用 ・藻類培養とバイオマス燃料の産出 ・デマンドレスポンス契約 ・太陽光発電の場内利用 ・小水力発電の場内利用に係る事業 <p>9.1 基本的事項 義務的任意事業の基本的事項として、事業内容及び目的を下表に示す。</p> <p>表 義務的任意事業に関する基本的事項 事業名：事業内容及び目的</p> <p>浄水発生土のグラウンド用土壌材としての有価利用：運営権者は、本事業用地内で浄水発生土を土壌改良材へ加工する事業を実施することを目的とした事業者を誘致する。これにより、資源の再利用と産業廃棄物処分費の低減の両立を目指すものとする。</p> <p>藻類培養とバイオマス燃料の産出：運営権者は、本事業用地内で下水返流水による藻類の培養と、バイオマス燃料等の有価物の生産を検討することを目的とした事業者を誘致する。これにより、返流水の水質改善と、藻類からの有価物の確保の両立を目指すものとする。</p> <p>デマンドレスポンス契約：運営権者は、電力会社等の要請に応じ、電力逼迫時間帯での電力消費量の調整を検討する。これにより、地域全体の電力需給の安定化や、地域での再生可能エネルギーの導入促進への貢献を目指すものとする。</p> <p>太陽光発電の場内利用：運営権者は、本事業用地内で自家消費型太陽光発電事業を実施することを目的とした事業者を誘致する。これにより、環境負荷低減、電力の地産地消等の持続可能な循環社会の実現を目指すものとする。</p> <p>小水力発電の場内利用に係る事業：運営権者は、本事業用地内で水道管の水流のエネルギー差を利用した小水力発電事業を実施することを目的とした事業者を誘致する。これにより、自立・分散型エネルギーを推進し、災害に強い事業の実現を目指すものとする。</p>	<p>任意事業に関する提案を実施する場合、以下の9.1及び9.2の項目等を要求水準書に定める予定である。</p> <p>9.1 基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的 2) 事業内容 3) 実施体制 <p>9.2 事業計画に関する事項</p>

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和3年12月6日版	旧 要求水準書(案) 令和2年12月24日改訂版																		
				<p>9.2 任意事業計画書に関する事項</p> <p>以下の内容を含む任意事業の実施期間における事業単位ごとの計画とすること。ただし、義務的任意事業の場合は、これらに加えて提案審査書類を踏まえた計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 ・事業の目的 ・実施期間及びスケジュール ・実施場所 ・実施体制（委託等を行う場合には、委託する内容及び委託等を行わせようとする相手方の実施体制を含む） ・収支計画 ・義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を与えないためのリスク回避措置 <p>運営権者は、任意事業の開始前までに県に任意事業計画書を提出し、県の事前承認を得ること。</p>																			
25	要求水準書	110	脚注37	脚注37	脚注38																		
26	要求水準書	110	脚注38	脚注38	脚注39																		
27	要求水準書	111	脚注39	脚注39	脚注40																		
28	要求水準書	別紙1-3	水質検査	<p>法律に基づいて水質分析・水質測定を行い、その結果を水質基準等と照合して基準適否の判定を行うもの。</p> <p>ただし、工業用水道事業においては、水質分析・水質測定の結果を宮城県工業用水供給規程に定められた水質基準と照合して基準適否の判定を行うものをいう。</p>	<p>法律に基づいて水質分析・水質測定を行い、その結果を水質基準等と照合して基準適否の判定を行うもの。</p>																		
29	要求水準書	別紙2-1	第2.に示す経営に関する業務	<p>単体作成財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ・事業報告書 ・計算書類の附属明細書 ・事業報告書の附属明細書 ・キャッシュ・フロー計算書 	<p>単体作成財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ・事業報告書 ・計算書類の附属明細書 ・事業報告書の附属明細書 ・キャッシュ・フロー計算書 																		
30	要求水準書	別紙3-3-4	表4-2 水質管理目標設定項目(農業)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>目標値(mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>カルボフラン</td> <td>0.0003以下</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>ベンフラカルブ</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	目標値(mg/L)	29	カルボフラン	0.0003以下	101	ベンフラカルブ	0.02以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>目標値(mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>カルボフラン</td> <td>0.005以下</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>ベンフラカルブ</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	目標値(mg/L)	29	カルボフラン	0.005以下	101	ベンフラカルブ	0.04以下
番号	項目	目標値(mg/L)																					
29	カルボフラン	0.0003以下																					
101	ベンフラカルブ	0.02以下																					
番号	項目	目標値(mg/L)																					
29	カルボフラン	0.005以下																					
101	ベンフラカルブ	0.04以下																					
31	要求水準書	別紙3-3-5	表5 要検討項目	※1 要検討項目全46項目のうち、目標値が定められている上記25項目について検査を行う。	※1 要検討項目全47項目のうち、目標値が定められている上記25項目について検査を行う。																		
32	要求水準書	別紙3-3-5	表5 放射性物質検査	No.1 放射性ヨウ素（ヨウ素131）：目標値 -	No.1 放射性ヨウ素（ヨウ素131）：目標値 10Bq/kg以下																		
33	要求水準書	別紙3-7-5	-	表「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第14条の規定に基づく処分制限期間	表「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第14条の規定に基づき処分制限期間																		